

利用者負担額の概要

利用者負担額（保育料）の考え方について

市が提供している様々なサービスに係る費用は、サービスを利用する方からの使用料等と市税等によって賄っており、結果的にサービスを利用しない方も、税金を納めることで、さまざまなサービスの費用を負担しています。

そのため、サービス利用者に応分の負担を求める「受益者負担の原則」に基づき、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保し、「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。

利用者負担額の見直しを長期間放置した場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなることから、定期的な見直しが必要です。

羽村市の利用者負担額（保育料）については、令和2年4月1日に見直しがされており、その際の子ども・子育て会議からの答申では、

□ 今回の答申では、現行の負担水準に一定の妥当性が確認できたこと、また、無償化による影響が十分見通せない現状において、適切な利用者負担額を設定することは困難であると判断したことから、利用者負担額、学童クラブ育成料ともに現行の負担水準を維持することが適当との結論を導き出したところである。しかし、審議の過程においては、他市の負担水準、提供体制の確保・充実、市の財政状況等を踏まえた受益者負担の適正化の観点から、現行の負担割合を引き上げることも検討すべきとの意見も出されていた。

□ 改めて利用者負担額等の検証を行う必要がある旨、意見を付すものである。

との付帯意見が出ています。

利用者負担額（保育料）の考え方について

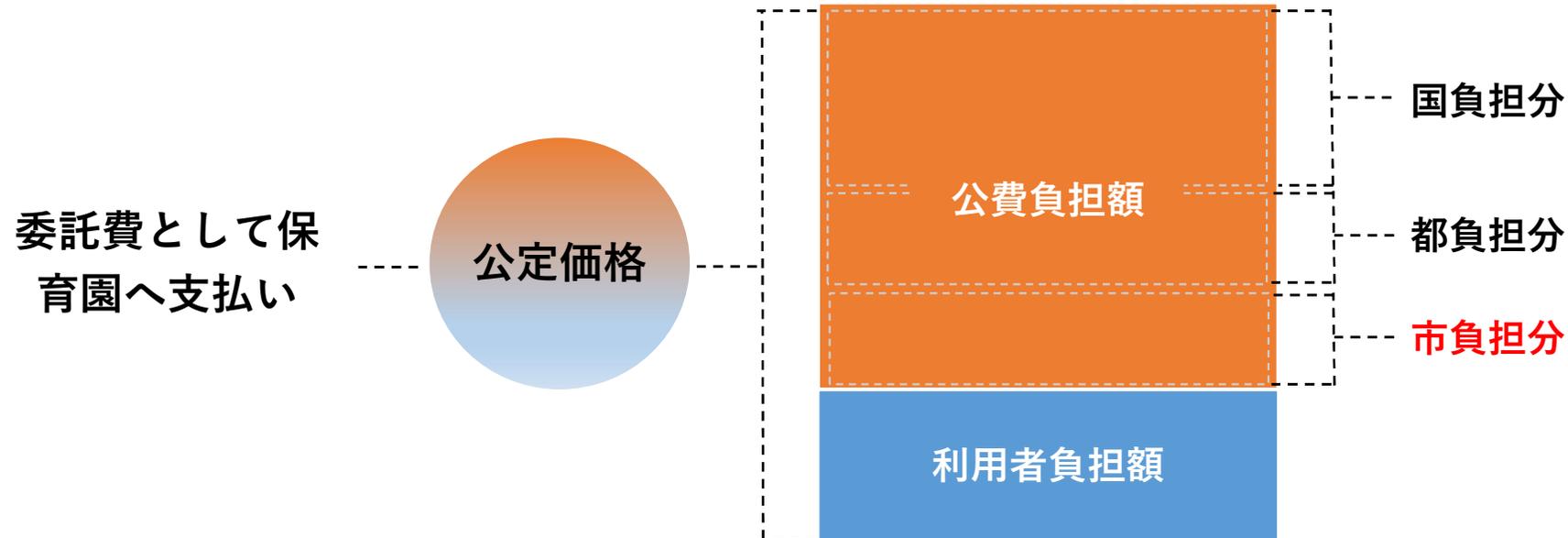
保育園等の運営にあたっては、保育士や調理員等の人件費、園舎の維持管理費、光熱水費などの費用がかかります。その運営に関する経費は、国・東京都・羽村市の負担金と保護者からの保育料により運営しています。

子ども・子育て支援新制度では、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）を元に財政支援を保障しています。

公定価格は子ども一人当たり単価として設定されており、「子どもの区分」「定員数」「年齢」「施設の所在地（地域区分）」を勘案し、人件費・事業費・管理費などが各々どの程度必要かを評価しています。

公費負担額部分については、国・東京都・羽村市で負担しています。

【公定価格のイメージ】



羽村市における利用者負担額（保育料）の現状

子ども・子育て支援新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。

羽村市においても、国が定める基準を上限に、所得(市民税所得割額)に応じて22階層(0円~45,000円)に分けて保育料を定めています。なお、羽村市における、国の上限額に対する利用者負担の割合は、37.4%となっており、多摩26市の中で一番低い水準となっています。

【国基準額と羽村市保育料の比較（目安）】

(単位：円)

階層区分	国基準	羽村市
①生活保護世帯	0	0
②市町村民税非課税世帯	9,000	0
③所得割課税額48,600円未満	19,500	3,800~8,800
④所得割課税額97,000円未満	30,000	10,200~16,800
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500	18,600~25,200
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000	27,400~36,200
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000	38,400~40,600
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000	42,800~45,000

※上限額の基準における3号認定、標準時間での比較

【国の上限額に対する利用者負担割合が低い自治体】

	自治体名	割合
1	羽 村	37.4
2	八 王 子	38.0
3	東 村 山	39.1
4	福 生	39.9
5	立 川	41.4

【国の上限額に対する利用者負担割合が高い自治体】

	自治体名	割合
1	西 東 京	54.9
2	小 金 井	54.8
3	狛 江	54.0
4	青 梅	52.4
5	昭 島	52.0

出典：令和4年度26市状況調査（令和3年度実績）

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から3歳児クラス以上の児童は幼児教育・保育の無償化に伴い保育料が無償となりました。また、同一世帯の複数の子どもが保育所等を利用する場合や第2子が2歳以下であれば半額、第3子は無料となります。さらに、ひとり親世帯は利用者負担の軽減措置があります。

また、令和5年10月からは0から2歳までの第2子以降の保育料が無償化されます。

【多子世帯の利用者負担の軽減措置イメージ】

